

貝塚茂樹著『中國古代史學の發展』(『貝塚茂樹著作集』第四卷、中央公論社、一九七七年)

初版は一九四六年、弘文堂から發行された。

序論では、清朝末期から民國期に興った、經書の史料的價值を文獻のみから批判的に研究する疑古派、文獻と甲骨金文など出土史料との比較により史實を證明する釋古派の兩陣營、さらに前者から出て後者の方法と成果を攝取した新釋古派を紹介し、疑古の研究方法も釋古のそれも無關係であつてはならないと説く。

第一部第一章では、主として金文學史と殷・西周金文の編年的研究が詳述されている。ことに後者においては、金文を史料として活用するため、銘文の年月日の記述方法など銘文の様式を主な據り所として、殷代の金文と西周代の金文を區別し、さらに同一事件・人物を基準として行った銘文の群別分類も加味して、西周金文を初・中・後期の三期に區分している。第二章では、主として甲骨文の斷代に觸れている。貝塚は概ね董作賓の五期區分を支持しつつ、獨自の見解を打ち出した。即ち、甲骨文の書體の變遷は單に時代の推移のみによるのではなく、同時期でも占卜機關が異なれば書體もまた違ふと考へ、第一期武丁期には國事を占う公的な占卜機關のほか、武丁個人に屬する王族、および王子を主要成員とする多子族(後出)に置かれた私的な占卜機關が併存したと結論づけた。

第二部の中心は、第二章と第三章である。第二章では殷の政治・社會・文化を論ずるが、要と思われれる點は以下の數點である。(一)殷虚期の殷國家は三つの異なつた地域に分かれていた。即ち、①商邑とその郊外の殷王室直轄地、②その外にある侯・伯と呼ばれる諸侯監督下の保護國家群、③その外の「方」と呼ばれる殷としばしば敵對關係にあつた獨立國家群の地域である。(二)時代が降るにつれて卜辭か

ら真人の署名が消える傾向が生じ、第五期に至つて王親形式卜辭が出現するのは、殷王が宗教的權威を有する司祭長の性格を失つて世俗的獨裁君主に變化したことを示す。(三)卜辭中に見える「多子族」は殷の王子および外國の貴族の子弟を成員とし、子(天子)を族長と仰ぐ、祭祀や軍事を訓練する氏族青年團體である。(四)殷虚早期にはすでに兄弟相續制よりも父子相續制が優越しており、後期には父子相續制が確立した(周王室はこれを襲つた)。

第三章は先周・西周史の簡略な概説で、要と思われれる點を擧げておく。(一)封建制度は周の創建ではなく、殷のそれを繼承した。ただ、殷が異姓の有力國家に諸侯の稱號を與えたのは異なり、周は同姓である王室の子弟を諸侯に任じた。(二)殷周革命の本質は、神々を尊んだ殷人の世界觀が周になるとしだいに失われ、現在まで中國精神を支配し中國社會の構成原理となつた禮を尊ぶ世界觀が成立したことにある。(三)西周前期の寶貝賜與形式金文から後期の官職策命形式金文への變化は、前者が賜與に先行する王・諸侯の祭祀や朝會の敘述に重點が置かれているのに對し、後者は策命に際して策命を王から受ける臣下が王のもとに入覲する儀式の敘述に重點が置かれていることから考へて、周初の祭政一致的な統治の精神が後期には失われ、政治的な行事が中心となつたことによる。また、策命の時に官職と一定の位階を示す象徴である車服が臣下に賜與されるのは、西周朝廷の中央集權的な性格を表している。

第三章は初版にはなく、著作集が出版されるに際して附載されたもので、新發見の考古遺跡・遺物に基づく知見を紹介し、舊説の修正を一部行っている。一例として、山東黑陶文化の擔持者を前身とする遊牧・農業併業の殷民族が河南殷虚へ遷り、彩陶文化の農耕民族を征服して國家を築いたという舊説はもはや通用しなくなつたということを擧げている。(馬越靖史)